

第30回産業統計部会議事録

1 日 時 平成23年 8 月23日（火） 10:00～12:10

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 廣松毅

（委 員） 縣公一郎、深尾京司

（専 門 委 員） 井出多加子、菅幹雄、馬場康維

（審議協力者） 内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、日本銀行

（調査実施者） 国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課：沓澤建設統計室長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：若林参事官

総務省政策統括官付統計審査官室：中川統計審査官ほか

4 議 題 建設工事統計調査の変更について

5 議事録

○廣松部会長 それでは、ただいまから第30回「産業統計部会」を開催いたします。

本日の議題は前回に引き続き、建設工事統計調査の変更についてでございます。

本日の部会は12時までを予定しており、これまでの部会審議を踏まえて答申案について審議を行い、とりまとめを行いたいと考えております。何卒御協力をお願いいたします。まだ部会審議の途中ではありますが、8月3日に開催されました前回の部会審議、その後、御提出いただきました御意見、それに対する調査実施者の回答などを基に、部会長として答申案をまとめております。本日の部会で答申案の審議を一通り終えたいと考えておりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

なお、本日の部会で答申案のとりまとめについて御了承いただければ、予備日として設定しておりました9月20日金曜日については開催いたしませんので、あらかじめ御承知おきいただければと思います。

本日は初めに、前回の部会で出されました御意見及び前回の部会後に追加提出していただきました御意見に関する審議を行い、その後、前回の部会で審議できなかった行政記録情報の活用について、審議をお願いしたいと思います。そして最後に答申案の審議及びとりまとめを行いたいと思います。

それでは、早速でございますが、審議に入りたいと思います。

初めに、前回部会で出されました御意見等に関する審議を行いますので、前回部会の結果概要について事務局の中川統計審査官から説明をお願いいたします。

○中川統計審査官 それでは、参考1の第29回産業統計部会の結果概要を御覧になっていただきたいと思います。

まず概要ですが、簡単に言いますと今回の変更内容に限っては、おおむね適当であるという結論でありました。幾つかの問題点が提起されまして、それについては検証が行われていない部分もありますので、適否の判断ができないことから今後の課題として明記するというにされました。行政記録情報の活用については今回審議を行うことになりました。

主な意見ですが、まず1番目に施工調査の抽出方法の見直しということですが、施工調査の標本抽出の際に資本金階層別、業種別に抽出した標本数を更に都道府県別に配分していますが、層が細か過ぎることもあって精度的に現行の方法が適当であるか否か判断するには相当の時間を要することが見込まれる。そのため、今回の部会では結論は出ないが、今後十分な検証を行う必要があるという意見が出されました。

標本抽出時の業種については、建設業法上の28業種ではなくて、一部を統合した21業種で抽出を行っていますが、この適否についての判断はできない。表章する目的は何か。例えば、業種別の完成工事高を見たいのか、工事種別なのか、それを踏まえ現在の抽出方法で問題はないか検証する必要がある。更に表章業種と層化業種が異っているが、これが表章結果の精度に及ぼす影響についても十分検討すべきである。そのため標本抽出の際に設定される業種と表章される業種について、完成工事高等との関係が安定したものかどうか検討しておく必要があるという意見が出されました。

2番目に、建設業法上の許可は業種ごとに行われているわけですが、業種別許可の総数が140万件。1つの建設業者が複数の許可を持っているということですが、そのため建設業者が受けている業種の組み合わせから、施工調査の標本抽出を行う際、建設業者の主業を決定しているわけです。これについては完成工事高等の情報が加味されていないため、詳細な分析を行い、この方法の妥当性について検証する必要があるという意見が出されました。

3番目については一般土木建築工事業、土木工事業、建築工事業は完成工事高に占める割合も高く、業種の性格も異なることから施工調査の業種別・都道府県別の結果表章区分について土木と建築を区分けするなど、表章区分をより詳細にしてほしいという意見がありました。

施工調査の調査事項の変更についてですが、国内建設工事の年間受注高の廃止については、動態調査の受注高で完全に代替が可能であるなら問題ない。しかしながら、今回の動態調査の推計方法を変更し、精度が向上することを前提としているため、国内建設工事の年間受注高をすべて廃止してしまうと、断層ができた場合に確認ができなくなる。代替が

可能か否かを確認するために国内建設工事の年間受注高の総額だけでも、一定期間確認項目として残すべきではないかという意見がありました。

2番目に事業税の取扱いについてですが、この調査の租税公課と経済センサスにおける租税公課との扱いが異なっているということ。これについては記入の手引き等できちんと記入したらどうかという意見がありました。

3番目に産業連関表に活用するための調査事項の改善や、経済センサスとの調査事項の関係整理については、今回追加する調査事項の精度や第1回の経済センサスの結果を確認した上で、見直しを検討すべきであるという意見が出されました。

動態調査の抽出方法ですが、動態調査の抽出の際に完成工事高別、公共元請工事高別に抽出した標本数を更に都道府県ごとに配分しているわけですが、その方法が妥当か否かについて十分検証する必要がある。今回は適否を判断できない。少なくとも平成12年の動態調査を創設した際の精度や検証結果が、現在でも同様の状態になっているかの確認を行う必要がある。このような意見が出されました。

結果の概要は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この結果の概要に関しましては委員、専門委員の方に既に御確認をいただいておりますので、御報告いただいたということにしたいと思えます。

続きまして、前回部会以降に井出専門委員、馬場専門委員より追加の御意見を提出いただいております。

初めに井出専門委員から説明をいただきたいのですが、御意見のうち行政記録情報の活用については、この後、審議を行いたいと思えますので、今は参考2の1の調査事項についての御意見に関して御説明いただければと思えます。よろしく願いいたします。

○井出専門委員 それでは、説明させていただきます。

具体的に別添1-1の施工統計調査票の5番目の項目、業態別工事種類というところですが。前回の議論で菅専門委員からも御意見が出されましたが、現在では1社が非常にたくさんの方の許可の免許を持っていることが普通になっているわけです。それが現在では工事の種類が多い順に2つ記入してくださいとなっています。

ただ、1番目と2番目が9割と1割なのか、あるいは4割と4割なのかというのは非常にわからないわけです。実際に建設業の実態を調査してみますと、建設業は免許を持っているけれども、ほとんど工事をしていないという方も非常に多く、そういう方の実態はつかみにくいということと、先ほどの資料1の冒頭でもありましたが、やはり140万という総数の中で本当に実態が、ただ完成工事の情報を使わないとどのぐらいの方が実際に工事をしていて、どんな問題が起こっているかということがつかみにくいということもあって、できましたらでいいのですが、調査する方の負担の問題もありますが、1番、2番と2つ記入させるのではなく、追加でよろしいのですけれども、約何割程度という数字を簡単に入れるようにしますと、業界の様子がすごくよくわかると思うのです。

そうすると、その情報もまた今後標本抽出のときに、先ほどの②のところでありましたが、そういったことにも情報が生かせると思いますので、すぐにとすることは難しいとも思いますが、できれば御検討いただきたいということです。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ただいまの御意見に関しての調査実施者側からの回答につきましては、後ほどまとめて説明をいただくことにいたします。

続きまして、馬場専門委員から提出いただきました御意見について、御説明をお願いします。

○馬場専門委員 それでは、意見について御説明いたします。

前回お伺いしたところでは、標本抽出方法について10年間全く検討なしに、続けておられたということでしたので、データも蓄積されているでしょうから、色々と検討できるのではないかとということで、意見を述べさせていただきました。

28業種が最初の対象になる届出の業種で、それが21業種にまとめられて、その層の中でサンプリングをするという形をとっています。

表章のときにはそれが逆に大きくなり、32業種になるという方法をとっていますので、その間にいろいろな形の誤差が入り得るのではないかと思います。

全く等確率でサンプリングをしているのでしたら、余り心配はないと思いますが、実はあとでまた細かく層を分けてウェイトバックをしているわけですので、そういう誤差がどんなふうに入るかということが非常に気になりました。検討はしていらっしゃるでしょうかとお尋ねしましたら、検討していないということでしたので、是非これは検討していただきたいということです。

ここには、「具体的には今回の改正の影響の検討ができ、次の調査の改訂が検討できるタイミングとして、平成24年度の調査結果が利用でき、かつ、検討結果を生かすことができる最も早い調査を目処にするというのも1つの考えだろう。」と、やわらかく書かせてはいただいたのですが、もしできるのであれば、今回の変更以前のデータを使って御検討を始めていただければいかがかと思っております。ただ、タイミング的にいろいろなことがあると思いますので、勿論その辺は考えていただいてということです。

一番心配なのは、先ほど言いました28から21になり、また32になるという部分でございます。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ただいまの馬場専門委員からの御意見に関しても、まとめて調査実施者の方から回答をいただきたいと思っております。

それでは、前回部会で出されました意見、ただいま御説明いただきました井出専門委員、馬場専門委員からの追加意見等に関しては、調査実施者の方が資料1及び資料2として回答を用意していただいております。それに基づき調査実施者から説明をいただきたいと

思います。中には前回部会で既に口頭で回答していただいたものもございますが、確認の意味もありますので、それも併せて説明をお願いしたいと思います。

では、国土交通省総合政策局情報政策課の沓澤建設統計室長から説明をお願いいたします。

○沓澤室長 国土交通省の沓澤でございます。

それでは、資料1と資料2に即しまして御説明をさせていただきます。

まず、資料1の1ページ目、部会において出された意見等について御回答させていただきます。

1番目の抽出方法の見直しについての①、先ほど層が細か過ぎる。相当の時間を要することが見込まれ、十分な検証を行う必要があるという御指摘がございました。それにつきましてどう対応するかについて回答と書かれた欄を御覧ください。施工調査は行政施策上の利用を含めたユーザーのニーズを踏まえまして、資本金階層別、業種別、地域別の表章を行うため、それに対応した抽出層を設定させていただいているところでございますが、精度の確保、統計の継続性等の観点から、抽出層の設定が適切であるかどうかということにつきましては、今回、抽出方法見直しをさせていただいておりますが、その見直し後の施工調査データを用いまして、しかも経年変化を勘案した検証を行ってまいりたいと考えております。

①の「また」以下のところでございますけれども、御指摘いただきましたとおり許可業種は28業種、抽出業種は21業種、表章については32業種ということで、抽出方法に問題はないかどうか、抽出と表章業種との間で安定した関係であるかどうかという御指摘をいただきました。これにつきましては、層化業種につきましては複数の業種の許可を保有することが多く、それぞれの業種の関連性が大きいということから、層化の際には21業種とさせていただきます、表章業種につきましては日本標準作業分類などを参考にしつつ、32業種による表章を行っているものでございます。

今回の抽出方法見直し後の施工調査データや、経済センサスのデータなども活用いたしまして、表章業種と層化業種が異なることの影響、層化業種と表章業種に関する完成工事高ベースでの関係も含めまして、経年変化をも勘案した分析を行いまして、精度の確保、統計の継続性等の観点から、現行の抽出方法が的確かどうかということにつきましても、検証をさせていただきたいと思っております。

次に②の御指摘でございますけれども、標本抽出を行う際の1業種の決定方法について、その妥当性を検証する必要があるという御指摘でございます。資料1の2ページ目に移らせていただきまして、回答でございますが、現在抽出におきましては許可業者の名簿を母集団として抽出を行いまして、ただし複数の業種の許可を保有していることが多く、事前に完成工事高の情報を把握することができないために、事後層化という格好で許可業種の保有と施工の実態を踏まえまして、層化する業種21業種の設定をさせていただいているところですが、この方法の妥当性につきましても今回の見直し後の施工調査データや経済

センサスのデータを活用し、経年変化も勘案した分析を行い、精度の確保、統計の継続性の観点から検証を行ってまいりたいと考えております。

2 ページ目③でございます。これは表章区分の詳細化についての御指摘でございます。施工調査の表章につきましては業種別、都道府県別のクロス集計区分における業種区分につきましては、32業種をまとめた格好で総合工事業、職別工事業、設備工事業という格好で一部業種のみについての表章区分とさせていただいておりますが、これが動態調査との表章区分等の整合性という点で問題がございますし、また、御意見の中で建築工事業と例えば都道府県別のクロスはできないのかという御指摘もいただき、ユーザビリティの向上の観点もでございます。32業種すべてについて都道府県とのクロス集計を行う方向で見直すことといたしたいと考えております。

2の施工調査の調査事項の変更についての御指摘でございます。まず①で国内建設工事の年間受注高の廃止ということについての御指摘でございます。現在は7ページ別添1-3の9番目の項目で、発注者区別に年間受注高を施工調査では掲げさせていただいておりますけれども、これについて今回は受注調査との代替性を勘案しまして削除ということをお考えであったわけですが、動態調査の受注高による推計方法の代替性を明確に確認する必要があるという御指摘もいただきました。このため、5ページ別添1-1の9という項目で、国内工事の年間受注高の総額だけは残させていただいて、合計のみ調査事項として残させていただきたいということをお考えしております。

次に2ページ目の一番下、②と掲げさせていただきました事業税の取扱いについてでございます。これにつきましては施工調査の調査事項である租税公課の扱いについて、記入手引きで明確に記載すべきという御指摘をいただきました。

8ページ目の別添2でございますが、調査の手引きの抜粋を掲げさせていただきました。現在は損益計算書や工事原価報告書を参照の上、記入いただきたいということをお掲げしているのですが、租税公課の用語の定義、説明を12ページに詳細に書かせていただいております。例えば事業税につきましては利益に関連する金額を課税標準として課されるものを除くと明確に書かれております。これを記入手引きの中でも明確に引用させていただいて、齟齬がないようにきちんと記載事項を見直すことを考えているところでございます。

資料1の3ページ目の上の方に戻っていただきまして、③産業連関表に活用するための調査事項の改善等についての御指摘でございます。これにつきましては産業連関表の付加価値と施工調査の付加価値の項目については、おおむねそれぞれ対応しているという御指摘を前回もいただいたところではございますが、本調査が十分活用されるようユーザーのニーズも踏まえまして、その内容や定義については丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

また、経済センサスの結果については25年夏以降に確報が公表されると伺っておりますけれども、その内容につきましては例えば許可業者以外の建設業者の現況や、施工調査に

回答していない許可事業者の実態把握などにも活用いたしてまいりたいと考えているところでございます。

3でございますが、動態調査の抽出方法についての御指摘でございます。これにつきましては前回の説明の際の資料3におきまして、動態調査の精度については創設時と同程度であり、また、資料5-6に示させていただいたとおり、直近のデータにおける検証におきましても抽出層ごとの状況というのは現在も同程度であり、抽出率のバランスはとれていると考えておるところでございますが、今回の施工調査の方の見直しによりまして、第1層である施工調査の精度の向上が見込まれ、動態調査についても精度向上が期待されるという変化もございます。したがって、抽出方法見直し後の施工調査等のデータを用いまして、当該精度の経年変化の状況も踏まえまして、動態調査の抽出方法の妥当性、精度検証結果が動態調査創設時と同様の状態になっているかどうかということにつきまして、検証を行ってまいりたいと考えているところでございます。

資料1の4ページ目を御覧いただきたいと思っております。4と5につきましては事務局の方から前回も御説明いたしましたけれども、再度説明をいただきたいということで資料を出させていただきました。

4の①ですが、動態調査の表章時の資本金階層を300万で区分していることでございますけれども、これにつきましては創設検討時において資本金200万未満の許可業者が急激に減少したことを踏まえまして、中小事業者の実態をよりの確に表現するために300万未満と表章をしたものでございます。

②でございますけれども、施工調査の抽出時において資本金を2,000万円で区分していることにつきましては、資本金1,000万～2,000万の層と、2,000万～3,000万層の標準偏差が業種によって約4倍と大きく異なり、同じ抽出層とした場合には精度へ悪影響を及ぼすことを懸念していることから、現行の抽出区分としているものでございます。

5でございますけれども、動態調査の標本抽出の際、完成工事高別、公共元請工事高別の標本数を決めた後、都道府県別に標本を割り振っている方法についての御説明でございますが、前回、提出させていただいた資料5-6のとおり、ネイマン配分によりまして抽出層ごとに設定した抽出業者数を算定しまして、半数は都道府県別の業者数に応じ抽出をし、残り半数は都道府県別に均等に抽出しているものでございます。

以上が資料1でございます。

次に資料2でございますけれども、ただいま井出、馬場両専門委員からお話のありました御意見に対して御説明をさせていただきます。

井出専門委員からいただきました調査票の業種の記載についての御指摘でございます。井出専門委員から御指摘いただきましたとおり、まさに新しい調査事項として主な2業種について、売上高の占める割合を追加することは建設業の供給構造を把握する上では非常に意義が大きいと考えております。ただし、これにつきましては、建設業者は50万業者おりまして、大きな事業者から中小零細な事業者までございまして、そういった建設事業者

の負担に配慮する必要があるかと思えます。この点につきましては、私どもは立ち返りまして是非建設業者の皆様方の御意見をこの際、よく聞いてみたいと考えておりますので、そのための時間を要することから、今回の見直しに係る調査事項として追加することは難しいと考えておりました、次回の見直しに係る検討事項とさせていただきたいと考えております。

また、馬場専門委員から御提出いただきました意見でございますけれども、検証のための検討に一定の期限をきちんと設けた方がいいのではないかと。24年度の調査結果を利用できる、調査結果を生かすことができる最も早い調査を目途にするという御意見をいただいたところでございます。

これにつきましては御指摘のとおり施工調査、動態調査のデータのほか、経済センサスのデータも用いまして、また、長期間検討に時間を要するという御指摘もいただきましたことから、あるいは安定的な関係が成り立っているかどうかという御指摘もいただきましたことから、経年変化を踏まえた分析をしっかりとやる必要があるかと考えております。また、馬場専門委員から御指摘いただきましたとおり、抽出方法を見直した後の調査データを分析するというのは、勿論必要不可欠なわけでございますけれども、とりあえず見直し前の調査データもちゃんと分析をさせていただいて、その比較も踏まえた検証が必要なのかなと考えております。

しかしながら、見直し後の最初の年度の調査結果が活用できる時期ですが、施工調査につきましては24年度から実施でございますので、25年3月以降となります。また、動態調査につきましては施工調査で得られたサンプルを基に調査をいたしますことから、26年5月以降となります。経済センサスのデータにつきましては、これは今、伺っております、承知しております範囲では25年の夏以降ということですが、場合によっては遅れる可能性もあることも伺っているところでございます。

したがって、初年度の検証を行うことになると、最速でも26年度ということになるのかなと。ただ、経年のデータも見ていかないといけないという御指摘もいただいているところから、必要に応じて当然その後の調査データも活用しながら、引き続き検証を行っていくのかなと考えております。

今、申し上げただけでは意を尽くしておりませんので、資料2の3ページ目に工程表を掲げさせていただきました。24年度から26年度にかけて既存のデータ、抽出方法を見直した後の施工調査のデータに基づく検証を行う。当然この検証に当たりましては統計に関する専門的な知見を有する方々にもお入りいただき、また、建設業界の皆様方にもお入りいただくような研究会を設置して御審議いただくことが必要になるのかなと、検証につきましては26年度までに完了するのかなと考えておりますけれども、その後、更に複数年を見る必要があるという御意見が出された場合には、もう少し議論をしていく必要があるかと考えております。

その検証の結果、施工調査などの抽出方法、標本設計の見直しが必要と判断される場合

には、更にその次の年度以降に抽出方法、標本設計の検討改善案というものを作成して、そういった案について建設業界の皆様方などに説明をして御了解をいただくことは、最低1年間は必要になるかと。これは統計の専門の先生方に伺いますと、検証をやり、その後、最低制度設計には1年かかるという御指摘もいただいております。

また、そこで案ができました後に、更にその次の年度に総務省でいろいろ事前の御審査も含めて審査をいただく。更にこうした格好で統計委員会で御審議をいただく。更に私どもの場合はこの統計の集計などにつきまして、統計センターなどにシステムをお願いしていることから、そういうシステム改修。今回も非常にシステム改修については大変御苦勞をおかけしております、今回も間に合うかどうかというレベルでやっているものですから、今回抜本的な見直しということも念頭に置くとすれば、半年以上の時間は当然かかるのではないかと考えておりますし、私どもの調査というのは委託調査でございますので、地方自治体の方にも仕事の負担というのが当然かかりますので、それについて御了解をいただかないといけないということがございます。

そうしますと、それで更に1年かかるということで、普通に考えますと最速でも29年度に見直し後の抽出方法や、標本設計に関する調査を実施することになるかという工程を、雑駁ながら描かせていただいております。

これが例えば26年度の調査に反映させろという話になりますと、25年度に統計委員会で審議しないといけない。更に言いますと24年度に制度設計をしないといけない。データの分析に至っては今やらないといけないということになりますので、そうしますとせっかく見直した今回の調査データというものが全く生かされない。もとより今のデータも分析の対象であるということは私どもも承知しておりますけれども、見直し後のデータもきちんと活用して検証を行うことが必要であることから、そういったことは何とぞ御容赦いただきたいと考えている次第でございます。

御意見に対しては以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの資料1及び資料2に基づきます調査実施者側からの回答に関しまして、御意見、御質問をいただければと思います。いかがでしょうか。

○馬場専門委員 資料1の2ページですが、③の回答として32業種すべてにおいて都道府県とのクロス集計を行うというくだりがあります。クロス集計に耐えられるほどのサンプルサイズになっていますでしょうか。非常に基本的な質問なのですが。

○沓澤室長 小さな業種については、おのずからサンプル数が少ないというのもあるかと思えます。ただ、基本的な考え方として抽出と表章というものをなるべくそろえるという趣旨で、このようにきちんと表章をさせていただくことが、よりユーザーの方のサービスにはかなっているのかなと考えております。

○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。

私の方から質問ですが、4ページ目の4で標本抽出の資本金階層と表章時の資本金階級

区分のところですが、①、②に関して現状こうなっているという説明はあるのですけれども、この部分を変更するというお考えはないということですか。

○沓澤室長 本来やはり表章と抽出は一致していることはより望ましいと考えております。先ほど御説明したような制度をつくりましたときの事情で、恐らくはこうしておったのではないかと考えておりますけれども、現下の状況を考えてあくまでも表章と抽出を一致させるべきという御指摘であれば、例えば表章について抽出と併せて対応させるということは考えられると考えております。

したがって、例えば表章についても200万未満とする。動態について200万未満とする。あるいは施工調査の表章についても同様に1,000万～2,000万、2,000万～3,000万とさせていただきますことはあるのかなと考えております。

○廣松部会長 それでは、①のところ動態の方の表章に関しては0～200万、200万～500万という階層にする。施工調査の方においては1,000万～2,000万、2,000万～3,000万という層は分けるということによろしいですか。

ただ、そうすると特に動態の場合、今まで300未満で切っていたところを0～200、200～500とすると、過去とのつながりがうまく取れますか。ちょっと難しくなりますね。

○馬場専門委員 今まで300万で切っていたものを200万にする。

○廣松部会長 200万にして200万～500万を1つの階層にする。

○馬場専門委員 間の100万円はどこに行くかということですね。

○廣松部会長 そういうことですね。

○馬場専門委員 ユーザーには案分してくださいとか何か言うのですか。それとも一時的に間の区分がわかるようにしておくか。

○廣松部会長 200万～300万という階層ですが、それがどれぐらいの数になりますか。

○馬場専門委員 逆にそこがわかってしまうと、どこの企業かがわかってしまうことなら困ります。

○廣松部会長 それについては調べていただくことにして、基本的な考え方としては先ほど御説明があったとおり、標本抽出時の階層と表章時の階層は、なるべく一致させるという基本的な考え方であるということです。

ほかにいかがでしょうか。井出専門委員、馬場専門委員、追加提出していただいた意見に関する回答に関して、いかがでしょうか。

○井出専門委員 確かにデータとしては欲しいのですが、こういうことを書くことに非常にためらいのある回答者の方も多いいいのは、すごくよくわかるのです。特に中小で零細の方ほど手間もかかりますし、どれだけ正確にこういったある意味出したくない情報を出していただけるのかという課題も多くて、回収率を見ますと中小の場合はどんどん回収率が下がっていることもありますので、やはりこれは別のことでいろいろほかにも情報を出していくことによって、業界全体にもいいことがあるのだよという理解を進めていかないと、ただやみくもに書きなさいということになると回収率が落ちてしまうこともあるの

で、そこはバランスの問題だと思いますので、許可を受けるときの資料とも合わせて、この業界でも丁寧に考えていただくべきだと思っておりますので、やみくもに今、直ちにということでは早急かなと私も考えておりますので、これでよろしいかと思っております。

○廣松部会長 ありがとうございます。

馬場専門委員、いかがでしょうか。

○馬場専門委員 今お示しいただいた工程表を見てなるほどとは思いますが、例えば今までの10年分で少し検討してみることは不可能でしょうか。

○沓澤室長 勿論それは是非やらせていただきたい。つまり既存のデータについても勿論検証はさせていただきたい。したがって、検証の始期については今、既に持っているデータの分析というのはさせていただきたい。ただ、検証についての結論を出す時期については、新しいデータも踏まえて行うべきであろうと考えております。

○馬場専門委員 なぜかといいますと、標本設計の部分で標本抽出に関してはそんなに大きな変更はないわけです。ウェイトバックに関する変更などはありますけれども。ですからサンプリングという意味でのチェックは、今でもできるということです。確かに、新しく変わったものと比較しないと、もったいないことはもったいないですので、検証のタイミングというのは勿論あると思っております。

○廣松部会長 それでは、原則的に資料3の考え方に関しては、御了承いただいたということよろしいでしょうか。

それでは、資料1及び資料2に基づきます、前回の部会で出されました意見及び追加意見として井出専門委員、馬場専門委員から出していただいた点に関する回答、調査実施者側からの回答に関しては、一応これでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、次の議題でございます。前回の部会で審議できなかった行政記録情報の活用に関する審議に入りたいと思います。これについては井出専門委員からも関連の御意見をいただいております。提出いただいた御意見のうち、行政記録情報の活用に関する部分に関して簡単に説明をお願いしますでしょうか。

○井出専門委員 行政記録の活用についてということで、前回の審議資料の中で既にある許可のときに届出られている資料を活用して、調査項目を減らしてはどうかという指摘が審議の過程であったと拝見させていただきました。

特に回答に関する前回の記録でも拝見して、私も実際に確認させていただいたのですが、維持・修繕の項目というのが御指摘のとおり既に行政記録を活用すると、項目としてとれなくなってしまう懸念があるという御指摘が回答としてありました。実際に国土交通省その他の記録を見ますと、実際に既に維持管理・更新というものが重要な政策課題とされ、すごい勢いで額が増大していて、既に2010年から2020年には維持管理の公共関係のインフラの修繕費が2倍になると予想されているのです。

そうしますと、このままの速度で言いますと全く新しい維持管理、新しいストックができなくなるほどの急激な勢いで補修の費用というのが必要になっています。そういうことを計画的に、特に都道府県ベースで耐用年数でも違いますので、細かくデータを突き詰めていくことが必要になってきているのです。

そうしますと、やはり都道府県別に比較でストックの維持管理ということをするためには、この情報項目というのは非常に欠かせないものだと私は考えていますので、これを削減いただくことは非常に納得できないと感じています。

ただ、更に活用を進めていくということになりますと、既に届けていただいている許可の資料の方がほとんど紙ベースだということに、むしろそちらの方に問題があると考えておきまして、やはり建設業はいろいろなところで、例えばいろいろな審査を受けたり、あるいはいい意味で表彰されたりという機会も多くなっております。そういったことを考えますと、むしろ一般の方々にはいろいろ建設業の現状を、広く簡便な形で提供できる方が望ましいのだと感じております。

現在の紙ベースということ自体に問題があるので、そちらの方をより情報公開に向けた形で積極的にオンライン化していったり、あるいはよりデータベース化しやすいような登録方法を考えていただくということで、むしろ紙ベースに合わせるというよりも、紙ベースをデジタル化の方に集約していくようにやっていただければということで、今回の調査項目としては外さずに、登録情報の方を長い時間をかけて、業界の方とも御意見を聞きながら進めたいということ、お願いしたいと考えております。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今、井出専門委員から参考2に基づいて御説明をいただいたのですが、前回の部会で提出いたしました審査メモの中では、最後の部分に行政記録情報等の活用ということ、論点として挙げております。そこでは主として基本計画において行政記録情報等の活用に関して、一層推進することがうたわれているわけですが、その点に関しての調査実施者の考え方と、今、井出専門委員の方から御説明は、施工調査のうち調査事項の有形固定資産等について、既に行政記録情報として提出されている。それが使えるのではないかというものでした。

それでは、ただいまの井出専門委員の御意見に対する回答及び審査メモの今の3番目の論点に関しての回答を、調査実施者の方からお願いいたします。

○沓澤室長 ただいま井出専門委員からも御指摘をいただきましたとおり、建設業許可に係る行政記録情報について、調査事項を代替することはほとんどできないという現状がございます。特に今まさに御指摘いただきました維持保全や施工都道府県別のデータということについての把握は、難しいということでございます。

一方、電子化についても直ちに許可情報を電子化することは、建設行政の範囲の中では非常に難しい。特に人手、予算という観点から限界があることがございます。今回の調査

事項の見直しにおいて、行政記録情報を基に整理することは極めて難しいのではないかと
いうことで、見送らせていただきたいと思います。

ただ、施工調査に関するさまざまな検証を行う場合に、許可情報というのも有効な情報
であることは認識しておりまして、建設業法上の必要性や財政状況などにも配慮しながら
、担当する部局と引き続き私ども意見交換を十分やってまいりたいと考えておるところで
ございます。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この点に関しては必ずしもこの調査だけではなくて、ほかの調査さらにはほかの省でも
そうですが、行政記録を保有している部局と、利用する部局とが必ずしも一致しているわ
けではございません。行政記録情報の特に電子化ということに関しては、統計利用という
意味で言えば必須条件なのですが、それが必ずしも保有部局の方で進んでいるわけではな
いという状況があって、現在のような形にならざるを得ないというのが現状でございます
。

ただ、統計部局としては当然これだけ貴重な行政記録情報があるわけですから、それを
統計情報として利用できるような体制を電子化も含めて構築していくことが必要であって
、統計委員会としてはそれを言い続けることが必要であると考えています。この点に関し
まして御意見いただければと思います。

○縣委員 私は情報を持ち合わせないので恐縮なのですが、御省において例えば建設関係
の許認可や届け出について、どの程度情報が電子化されているのでしょうか。大体の割合
としてお教えいただければありがたいです。

○沓澤室長 建設業許可以外の部分については私どもも把握しておりませんので、今回の
建設事業許可の部分について申しますと全く電子化されておりません。これは残念なこと
に紙ベースですべて提出を求めて、紙ベースでファイル化する。知事許可であればそれ
ぞれの都道府県において紙ベースのファイルがとじられている。あるいは大臣許可であれ
ばそれぞれの支分部局において紙ベースでとじられている。これにつきまして電子化する
予定があるかどうかということなのですけれども、これは建設業法の趣旨に照らして、例
えば発注者保護とかそういう観点からこの許可行政を運用しているものですから、電子化
をするというのは許可行政の範囲の中では、なかなかそこまで踏み切れていないという
のが現状であると承知しております。

○縣委員 統計委員会の部会の範囲内で聞いていることなのですけれども、御省ではない
ほかのところでは許認可、届出に関わる部分のみならず、統計調査においてもオンライン
化というのがある程度導入されていて、オンラインですべてやるのではなく、調査対象者
や届出者の状況に合わせて、これが一番お金かかるかもしれませんけれども、オンライン
と紙ベースを併用しているという状況もないことはないわけです。現代的感覚で申し上げ
ると大変失礼なのですが、届出者なり情報提供者の保護という観点から言っても、必ずし

も電子化を推進することに問題があるとは思えないので、それはいろいろな措置ということは今後については取り得ることですので、是非その点について難しいということ前提ではなくて、ある程度の中期的見通しで電子化について方針を立てていただくことは可能でしょうか。

○沓澤室長 私ども統計部局として、そういう話の意見交換等もしますから話は当然やってまいります。ただ、一方で建設業許可行政の立場から申しますと、問題があるというよりはメリット、つまりかけるだけの費用に対して効果があるかどうかという観点が非常に厳しく、建設業行政の中で問いかけをされておって、逆に今、行政の観点から言いますと例えば事業仕分けとか、こういう建設業行政の予算というのがどんどん削られている中で、費用に見合う効果があるかどうかというのを今、建設業行政の中で説明していくというのは、非常に厳しい立場にあると承知しております。

そういう中では私どもも意見交換を十分進めてまいりたいと考えております。

○縣委員 お立場はわかります。例えばそういうあるサブセクターなり、その下の部分として短期的に電子化について費用をかけることが、必ずしも即刻その声を発言しないという御判断はわかるのですが、ある部分を電子化することによって社会全体に中長期的に雇用が発生するということは、どの部門に言えることなので、御判断として難しいところがあるかもしれませんけれども、短期的に見て雇用が出ないからコストがかけられないということですとずっと固持されると、将来永劫それが進まないことになりますので、ある時点である程度中長期的かつ社会的広範囲に雇用が発現するという視点で是非御検討いただきたいと、部会長もおっしゃられましたが、位置づけさせていただきたいと思えます。

○廣松部会長 菅専門委員、どうぞ。

○菅専門委員 1点ありまして、今、多分回収率が下がっている状況だと思うのです。恐らくある時期から行政記録にたよらなければいけない、回収率の低下が1つの原因となって行政記録を活用するという時期が来るかもしれない。

そのときに注意していただきたいのは、行政記録が使えるようになったら、すぐそれが使えるわけではなく、要するに使いこなせるわけではなくて、使いこなすのに10年かかると思うのです。そうすると、そのラグをよく考えておかないと、つまり回収率が低下して行政記録を使わなければいけなくなったとって使ったとしても、それがすぐ使いこなせるわけではないから、10年くらい非常に混乱した状態が生じてしまうのです。だから早めに検討しておかないといけません。だからそういういよいよ追い詰められてから切り替えるというのだと、かなり厳しいのではないかというのが意見であります。

○廣松部会長 ありがとうございます。

同時に、この電子化の問題に関しては100%紙がなくなるということは恐らくあり得ないと思うのです。そうすると今、菅専門委員がおっしゃったとおりラグの問題もそうですが、できるところから電子化をやっていただいて、当然目標は100%達成することだと思いますが、多分それはほぼ不可能な状況だと思いますので、可能な限り電子化をしていただき

、それを統計情報として使わせていただくことが可能になるように、統計委員会の立場からもサポートしていきたいと思っています。調査実施者の方でも何とぞ努力をしていただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、これで一応論点として挙げました点に関して、また今までいただいた御意見に対して調査実施者の方から回答をいただきました。ほぼ御意見、回答は出尽くしたと思いますので、それをまとめた形で本日、資料3として事務局と相談をいたしまして答申案をつくらせていただきました。それでは資料3の答申案について審議に入りたいと思います。最初に申し上げましたとおり、本日の部会でとりまとめたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

まず、資料3の答申案につきまして中川統計審査官から説明をお願いいたします。

○中川統計審査官 それでは、資料3を見ていただければと思いますが、今回の変更部分についてはおおむね了承されていますので、ある程度省略をしながら議論の中心になるところを説明したいと思います。

1 ページ目、標本抽出に使用する完成工事高のデータの変更については、適当であるとしております。しゅんせつ工事業の抽出方法の変更も適当であるとしております。最低抽出数の変更のところですが、1～2ページにわたりますけれども、これについても適当であるという結論としております。

イの調査事項の変更ですが、国内建設工事の年間受注高の削除については、削除する計画である。これについては適当である。意見が出ましたのでただし書きで記載してあります。動態調査の推計方法の見直しの結果、従来の調査結果との断層が生じる可能性があることから、建設工事の年間受注高の合計について、2年間は確認項目として残し、施工調査の年間受注高の合計と、動態調査の月間受注高から推計した年間受注高との比較等の検証を行う必要があるという表現にしております。

経費等の追加等ですが、項目の変更については適当であるという判断がありました。ただ、従来から調査している租税公課について、事業税の扱いで相違がみられるということで、これについて記入の手引き等で明確にする必要があるということなので、それについてはなお書きで明記してあります。

集計事項の変更のところについては、適当であるという判断をしています。

3 ページ(2) 動態調査の推計方法の見直しのところですが、これは回収率の逆数を加味するということですが、これについては統計精度の一定の改善を図るための変更であり、適当であるという判断をしています。

今後の課題としては、大きく3つを挙げています。

1 つは建設業者の主業決定方法の改善ということです。建設業法に基づく業種というのは28業種です。業者は複数の許可を持っていることがあります。許可を受けている業者が約50万業者で、業種別の許可数が約140万件ですから、1業者当たり平均3つぐらい持っていることになります。そのため、施工調査における標本抽出のときには各建設業者を調査

対象業種別に割り振る際には、複数の許可を受けている建設業の主業を決定する必要があります。この決定について調査実施者は57年以前の業種ごとの許可の取得状況の実績等に基づいて決定をしてきたということですので、基本的には古過ぎる。改善措置として新しいデータで主業を決定してほしいというスタンスで書いてあります。直近の施工調査結果ですとか、行政記録情報ですとか、経済センサスの調査結果を活用して、建設業者の現状を分析する必要があるということを書いてあります。

さらに、具体的な工程表みたいなものを入れる必要があるというご意見が馬場専門委員からありましたので、これらの調査結果の分析の結果については、実施が可能なものは今回調査から反映させ、更に時間を要するものについては平成26年の調査までに反映させる必要があると明記しています。これについては調査実施者の実現可能性もありますので、この辺は十分意見を聞いた上でということになっています。

2つ目は、標本設計の見直しです。標本の配分方法については4ページに表を付けました。都道府県別に配分するための層、都道府県への配分方法、全体の層、標本数という形で非常に抽出層が多いということで、業者数が少ない層が相当存在する。業種別、資本金階層別、都道府県別の集計が適切に行われない場合も見られる。

したがって、抽出を行う際に設定する業種別、資本金階層別、都道府県別の抽出層については、今後の調査結果の活用方法を検討し、結果精度が確保できるよう設計の見直しに着手する必要がある。更に見直しに当たっては経済センサスの結果等を勘案して、業種ごとの完成工事高等の実態を把握した上で、遅くとも平成26年度調査から改善して実施する必要があるということで、一応年度の期限を入れてあります。

3つ目は、行政記録情報の活用です。これは先ほどからも御議論ありましたように、なかなか難しい問題なのです。行政記録を使えばおおむね把握は可能である。しかしながら、これらの提出書類については提出時期の問題もあるし、何と云っても先ほどから議論がありました電子化が行われていないということなどから、現状では施工調査に活用されていない。当該書類は発注者保護の観点から公衆の閲覧に供することを目的に提出を求めているものであるが、これが電子化され、活用されることとなれば、施工調査の調査事項のうち、重要なデータの一部はこれに代替可能であるばかりでなく、標本設計をする際にも実績が使えるということで、統計精度の向上に大きく寄与するものと考えられる。

したがって、先ほどもありましたように建設業の所管部局との連携が、第一で、統計部局だけではできないということですので、当然建設業の所管部局と連携をとりながら積極的に可能な限り電子化を進めてほしい。それについては検討してほしいということで、その費用対効果を十分勘案しながら進めてほしいということを課題として挙げています。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

それでは、項目ごとに審議を行いたいと思います。

最初の1の承認の適否に関しましては、これは2の理由等も含めた全体としての最終結

論でございますので、最後に御審議いただくことにいたしまして、2の理由等(1)建設工事施工統計調査の変更のア標本抽出の見直しの(ア)ですが、標本抽出に使用する完成工事高データの変更について、前回調査まで昭和53年というかなり古いデータを使っていたものですから、それを直近の、具体的には平成20年のデータを用いて更新する。かつ、今後原則として5年ごとに更新を行うということですが、この計画に関しては適当であるという判断をいたしておりますが、いかがでしょうか。

○菅専門委員 1点確認ですが、これは要するに検証は毎年やって、更新は5年おきなのですか。文章の関係が読みづらいです。

○川崎課長補佐 検証は毎年やります。その結果として、どの程度層ごとのグルーピングのずれみたいなものが出るのかというのを、一応経年を見て、単年だけで見て変わったから変えるというのも毎年の変動がありますので、そこは何年間かを見た上で、どの程度全体の層、たくさん層がございますが、その中でどの程度の影響があるかを踏まえて5年程度で見直すかどうかという形で、一定程度の方向性を出したいという意味でございます。検証は毎年勿論行ってまいります。

○菅専門委員 意図は大変よくわかります。文章がわかりづらいので、今後は完成工事高と建設業の実態の変化を毎年検証した上でデータの更新は原則5年ごとに行う計画であるとか。単なる文言の問題ですが、文意が明らかになされた方がよろしいのではないかと。

○廣松部会長 そうですね。検証していただくのは必要だと思いますが、毎年変えるというのは少し難しいように思います。例えばケースは違いますが、指数の場合の5年ごとに基準改定を行うというように、大体今まで5年ごとが慣例として行われておりますので、5年ごとに更新を行うというのが妥当だと思います。その意味で今の菅専門委員の御提案では「また今後は完成工事高と建設業の実態の変化を毎年検証した上で、データの更新は原則5年ごとに行う計画である」と修正することによろしいですか。

○菅専門委員 それで結構です。

○廣松部会長 調査実施者もよろしいでしょうか。では、そこはそういうふうに修文をいたしまして、これについては建設業の実態をより正確に反映するための変更であり、適当であるということによろしいでしょうか。

○馬場専門委員 平成20年度は入れるということですか。

質問の意図は、適当でしょうかという意味なのです。例えばセンサスや何かの関係とか、いろいろなほかの調査の関係がありますね。それとうまくシンクロさせた方がいいこともありますし、逆にそれがまずいこともあります。忙しくなってしまっていてできないとか、その辺は検討されているのでしょうか。

○沓澤室長 来年度から実施するということでしたら、平成20年度のデータを使うというのが最も適切であろうと考えております。

○馬場専門委員 次は20年、25年といきますので、そのサイクルは大丈夫ですか。ほかの調査と一緒になったりすると大変になりますね。

○沓澤室長 ただ、この見直しに関して言えば経済センサスのデータとは必ずしも整合いたしませんので、やるとしたら独自で始めていかざるを得ないと思っております。

○馬場専門委員 それは心配ないということですね。

○沓澤室長 はい。

○廣松部会長 そうですね。この見直しというのはどちらかというと、この調査独自のものだろうと思います。同時にもし今後ほかの調査とシンクロナイズする必要があるれば、それはそのときに合わせて、ここは原則5年と書いてございますが、もし必要があるれば少しそれを短縮するようなことも考えられると思いますので、この文書でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

では、続きまして(イ)しゅんせつ工事業の抽出方法の変更についてですが、今までは全数調査をしていたのですが、しゅんせつ工事業の業者数が増えたということから、標本調査に変更する計画である。これは2段落目でございますが、当然精度の維持は確保しつつ、報告者は約2万4,000業者から5,000業者に減らす。その意味では調査全体としての報告者負担の軽減になるということと同時に、今まで全数でやっていたサンプル数をほかの業種に割り振ることができるという意味で、効率的な調査という観点からも適当であるということでございますが、これはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に(ウ)最低抽出数の変更について、1～2ページに、都道府県別に層を割り当てたときに建設業者数が2業種以上あって、かつ、抽出数が1業者の場合には、それを2業者にするというのは、もしこの当たった1業者が回答に協力いただけない場合にはデータがなくなってしまうので、それを避けるという意味も含めて2業種にするということでございます。これに関しましても適当であるという判断をいたしました。いかがでしょうか。

○菅専門委員 最後のところで、これについては精度向上を図る観点から報告者がゼロとなることと書いてありますが、最低抽出数を2に上げるわけですから、1となることをできる限り回避するのではないかとと思われるのですけれども。

○沓澤室長 御指摘のとおり、1になるということも当然回避することも含んでおると理解しておりますので、単に精度向上を図る観点から適当であるでもいいのかなど。ゼロになるというのが最悪の事態でございますので、それを特に強調して書かれたのではないかと理解しています。

○廣松部会長 確かに文章としては1としてもいいとは思いますが。

○菅専門委員 確認なのですが、ゼロの場合はあり得ない。

○沓澤室長 いや、回答がなかったということですよ。

○菅専門委員 そういう意味ですね。

○廣松部会長 その場合はセルが埋まらないことになります。

○沓澤室長 全く埋まらなくなるので、これが一番最悪の事態かなと。

○菅専門委員 だとすると「回答数が」ですかね。

○沓澤室長 回答数がゼロとなることをできる限り回避するための変更であるということです。

○廣松部会長 そうですね。勿論、基幹統計ですから法的には報告者数イコール回答者数なのですが、先ほど申しましたように現実には非協力が存在し得る。その意味では実際に回答していただいた数という意味で、ここは回答数でよろしいですか。

では、2ページ目の2番目のパラグラフ「これについては、精度向上を図る観点から、回答数が0となることをできる限り回避するための変更であり、適当である」という修正をすることでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 では、そのように修正させていただきます。

その次、イ調査事項の変更(ア)国内建設工事の年間受注高の削除でございますが、適当であるとしておりますけれども、ただし書きのところで動態調査の推計方法の見直しの結果、断層が生じてしまう可能性がある。したがって、建設工事の年間受注高合計については、2年間は確認項目として残すということでございます。この2年間というのはお互いに比較するためには最低2年は必要だろうという趣旨で、その意味では最低ということだろうと思っておりますけれども、2年間はと書いてありますから、そう読むということでよろしいですか。

○馬場専門委員 少なくとも2年間ですか。

○廣松部会長 言葉として入れた方がよろしいですか。

○馬場専門委員 入れた方がいいですね。2年たったところでどうも具合が悪いといったときに困りますから。

○廣松部会長 それでは、少なくとも2年間はという言葉は補うことにしたい。

○馬場専門委員 逆に縛ることはないですね。2年でやめてもよろしいですね。

○廣松部会長 そうです。ではただし書きのところの2行目「少なくとも2年間は確認項目として残し」というふうに補足をすることにいたします。

(イ)経費の追加等のところですが、これは今回、特に調査事項の中で大きな変更でございます。追加することに関しては適当であると判断いたしました。ただし、先ほど調査実施者からも回答がございましたが、租税公課の部分に関しては十分報告者が正確に記入できるように、記入要領において明確にするということでございますが、この点に関して菅専門委員の方から指摘があったと思っておりますけれども、この表現はいかがでしょうか。

○菅専門委員 事業税の取扱いのところだと思いますが、通常は最後のところにかかる事業税と、それ以外のところが分かれて、それが書けるという確認がとれてあるのであれば問題はないと思われま。

○川崎課長補佐 外形標準課税が導入されたときに取扱いが決められまして、従来は販管

費の中の租税公課の部分に入っていたのですけれども、その資本割や付加価値割の部分については従来どおり販管費の中の租税公課に残すのですが、所得割と言われる利益に応じた部分については、特別損益の部分に事業税というのが項目としてあるので、そちらに入れて計算をしましょうという取扱いとされております。7年ぐらい前からその取扱いを行っておりますので、今もそのやり方で馴染んできて、記入をいただいているとは理解しております。

○菅専門委員 書けるのであれば問題ないと思います。

○廣松部会長 同時に国際会計基準の議論も絡むと言えれば絡むわけですが、少なくとも今、調査実施者の方から説明があったとおり、対象者の方の負担もそれほど大きくない、また、実際に書けるという意味でも大丈夫であるということですので、よろしいでしょうか。

それでは、(イ)経費の追加等のところはこれでお認めいただいたといたします。

ウは集計事項の変更ということでございます。これに関しては今回、元請受注高を削除する計画である。これに関しては適当であるといいたしましたが、2～3ページに施工調査の方の表章に関しまして調査結果の利用価値を高めるために、動態調査と同様に32業種まで集計を行う必要があるといたしました。これは先ほど調査実施者の方からも施工調査の場合も動態調査と併せて都道府県別の32業種で集計をするという御回答がございましたので、この表現にいたしました。いかがでしょうか。そのときに御指摘がありましたとおり、あるいは×が出てくるところが出てくるかもしれませんが、動態調査の方では既に32業種で集計をしておりますので、施工調査の方でもそれに合わせる形で集計を行っていただくことにしたいと思います。この点よろしいでしょうか。

では、続きまして(2)動態調査の推計方法の見直しについてですが、その見直しの基本的な考え方は抽出層別の回収率も考慮した上で、抽出率の逆数をかけるという形で推計を見直すということでございます。この点についてはあっさりとして適当であるというふうにしております。よろしいでしょうか。

続きまして3は今後の課題でございます。これまでのほかの調査の答申案と比べまして、ここの部分の分量が多い形になっておりますが、最初に(1)建設業者の主業決定方法の改善。この点は今回の部会審議の中でも大変重要な論点としていろいろな御意見をいただきました。それらを踏まえて調査実施者の方でも検証を行うと回答いただいておりますので、特に3段落目「したがって」以降のところですが、直近の施工調査結果、建設業法に基づく建設業者から提出される直前3年の各事業年度における工事施工金額、経済センサスの調査結果等を分析して、よりよい主業決定方法を検証していただくということにしました。

確かに先ほど中川統計審査官からも説明がありましたが、まず分析する必要がある。その次ですが、これらの調査結果の活用や分析の結果については、実施が可能なものについては今回から反映させ、更に時間を要するものについては平成26年度調査までに反映させ

る必要があるという、かなり明確な書き方になっているのですが、特に平成26年度調査までにというところついて、実現可能性という観点からも、御意見をいただければと思います。

○馬場専門委員 平成26年度調査までにというと、いつ検討するのですか。逆算して考える必要があると思います。

○廣松部会長 そうなのですね。

○馬場専門委員 統計委員会にかける必要はないですね。

○廣松部会長 それはその時点の判断ですが、やはり大幅の改定となると審議会の諮問答申を経る必要があります。

○馬場専門委員 そうすると、25年度に。

○廣松部会長 もしこの書き方で実現しようとする、25年度中に諮問答申をやらなければいけないことになります。

○馬場専門委員 そうすると、24年度中にいろいろ。

○廣松部会長 はい。逆算をしていきますと、結論を出さなければいけないということになります。

○馬場専門委員 そうしますと、今から始めないといけないですね。

○廣松部会長 はい。ただ、先ほど調査実施者の方から現時点でお考えの工程表を出していただきました。それによりますと、特に今回の調査の結果を反映したような検証を行うためには、その調査結果が出てきますのが25年3月ですから、この日程では間に合わないということになります。

答申の今後の課題で実現不可能なものを書き込むのは具合が悪いかなと私も思っておりまして、ここをどういうふうに表現するか御意見をいただければと思います。

○馬場専門委員 直近のものをできるだけ使うというような感じの表現はいかがでしょうか。

○廣松部会長 馬場専門委員の方から意見として出していただいたのは、下から2行目からですが、平成24年度の調査結果が利用でき、かつ、検討結果を生かすことができる最も早い調査をめどにという表現になります。

○馬場専門委員 これでいくと、今度は28年か29年ということになるのですか。先ほどの工程表ですと。

○廣松部会長 そうですね。それだとちょっと遅い。

○馬場専門委員 少し遅過ぎるような感じがしますね。

○廣松部会長 しかし、少なくとも平成26年度調査までにというのは強過ぎるような感じます。いかがでしょうか。

○馬場専門委員 実施が可能なものは今回調査から反映させと書いてありますから、その点に関しては問題ないわけですね。

○廣松部会長 はい。

○馬場専門委員　ですから26年度というのを少し考える必要があります。

○廣松部会長　「更に時間を要するものについては」まではいいと思うのです。そこから後の書き方ということになると思います。

○沓澤室長　1点補足させていただきますと「実施が可能なものは今回調査から反映させ」ということになりますと、先ほど申しましたように分析の始期は今から私どもも取り組むつもりではあるのですが、分析しても結果を出して、やはりこういう統計委員会で御審議いただかなければならないので、今回調査というのは24年度の調査という意味だとすると、反映させるというのは厳しいのかなと思います。現状で反映させるものがあるのかと言われますと、私どもは今の段階では何も持ち合わせておりませんので、その点は難しいのかなと思っております。

「更に」以下のところにつきましては、例えば1つのあくまでも調査実施者としての思いですけれども、物理的に言えばこの調査結果の分析については、平成26年度というのが1つの目途になると私どもは考えておりますので、先ほどのデータ入手の状況から見ますと平成26年度を目途に検証を行う必要があると例えばお書きいただければ、これについては私ども実務的には対応可能なのかなと。今回の部会におきまして、前回の議論の中でも検証を行ってほしい。実際に本当に直すかどうかというのは検証を経た上で制度設計なり何かをしていくのだということをお指摘いただいております。

データについては先ほど申しましたとおり、施工調査は25年3月、動態調査は26年5月でございます。この2つの調査というのはどうしても不可分一体でございまして、ばらばらに検討というのはちょっと厳しいのかなと。そうしますと、やはり検証の中心はどうしても26年度にならざるを得ないということになる。私どもも26年度を中心に検証をさせていただく。ただ、そのときにも統計の先生方には是非検証に御参加いただきまして、その場で制度設計だと言っていただければいいのですけれども、もう少し待ってくれとの御判断をあるいはそのときいただく可能性もありますので、その先のことについてはなかなか私どもも確定的なお答えをしづらいことがあることも事実でございます。

こういった状況をすべて勘案しますと、例えばこのワンフレーズについては「これら調査結果の活用や分析については平成26年度を目途に検証を行う必要がある」。例えばそのような文面にしていただけると、実務的には対応は可能なのだろうと思っております。

○廣松部会長　今の意見に関しまして、いかがでしょうか。

○中川統計審査官　今回の標本抽出のときに、直近のデータを使って主業を決定するというのは無理なのでしょうか。

○沓澤室長　要するに今の見直し前のデータというのは、勿論私どもも分析しますけれども、当然見直し後に誤差も当然変わってまいります。見直し後にどういう状況になるかというのは変わってくる可能性がございます。そうしますと見直し前のデータだけを見て判断するというのは難しい。

もう一つ申しますと、この主業の検討につきましては、前回の御議論の中でも経済セン

サスの結果もきちんと見る必要があることも御指摘をいただいております。経済センサスについてはまだ確定的なお話は聞いていないのですが、25年度の夏以降と聞いておりますので、そのデータも当然反映させる必要があるということを考えますと、すぐに何かをアウトプット、検証のアウトプットを出すのは難しいのかなと。

もう一つは前回、馬場専門委員から御指摘をいただいたのですけれども、要するに抽出の業種と表章の業種と何が大事かといいますと、安定的に両者の関係が推移しているかどうかということを見なければいけない。そのためには当然複数年度で状況を見ていかざるを得ない。そうしますと、正直申しますと25年3月のデータだけでは実は不十分で、26年3月の2年目のデータも含めて分析をしていく必要も出てくるのかなと。そういうことを考え合わせますと、どうしても分析の中心というのは26年の検証というのが勝負になるのではないかと考えています。

○廣松部会長 抽出のときに複数の業種の許可を持っている企業があったとしても、実績もある程度わかっているものもありますので、それらについて直近のデータをできるだけ反映させるということはできるのではないですか。

○沓澤室長 先ほど申しましたように、勿論、今のデータ、今おっしゃられたのは見直し前のデータというものも、当然参考にすることは十分考えられると思います。そういう意味で検証のための私ども内部の作業も当然始めさせていただきたいと思います。

ただ、今回見直しを行い、当然それによって抽出率を割り戻していくウェートづけも当然変わってまいります。業種ごと、階層別のウェートづけも変わってまいります。いろいろお話を伺っていますと、ウェートづけが変わってくる部分についても、当然検討をしないといけないということも御指摘いただいているところでございまして、それが今回、見直しで変わりますものですから、その部分は当然検討しないといかんだらうと思います。

○廣松部会長 その点いかがでしょうか。実はこの点に関しては前回、平成12年のときの諮問、答申でもほぼ同じような議論がなされています。今回の答申では過去の反省も踏まえて実際に作業を是非やっていただきたい、とは言いつつ実現可能性ということも考えないといけない。答申で不可能なことを書くのは問題があるかと思いますが、その妥協というか、折衷案、そこをどういうふうに表示するかということだと思っております。

それでは、時間の関係もございまして、この点については後でもう一度戻ることにはいたしまして、(1)の主業決定方法の改善のうちの3段落目「したがって」の段落ですが、4行までの「同一業種の許可を受けている建設業者の現状を分析する必要がある」。そこまではよろしいでしょうか。

○沓澤室長 よろしいでしょうか。調査実施者として、最初の4行も趣旨としては誠に結構だと思っております。

ただ1点だけ、使うデータでございまして、①の施工調査結果、③の経済センサスについては御指摘のとおりでございまして。②も私どもは使いたい気持ちは山々あるのでござい

ますけれども、これが何せ紙で書かれた情報でございまして、やるとすると私どもは手作業でデータを使うしかないという現状でございまして、これはどう考えてもいわゆるコンピュータの分析を使わないといけないものですから、手作業ではとても検証は間に合わないだろうと考えておまして、②を例示で書くことについては何とぞ御容赦いただけないかなと考えております。

○廣松部会長 今の点はいかがでしょうか。それは4ページ目(3)行政記録情報の活用というところとも関わる点だろうと思いますが、いかがでしょうか。

○馬場専門委員 ②を使うとして、毎年やるとすると毎年大変な作業が必要ということですか。

○廣松部会長 毎年という言葉は提出されるにかかっている、それを毎年使うかどうかということとは別だと思います。

○中川統計審査官 ②のデータは事業種類が入ってしまっていて非常に重要な、貴重なデータであるのは間違いないです。今、調査実施者が言ったように紙であるのは間違いないとなると、人海戦術しかないというのが現状なのです。ただ、データとしてできるだけ使えないかということです。このデータを使えば非常にいいのですけれども、施工調査結果だけでは不十分だし、実際に毎年提出されてくる行政記録では工事の種類別に施工金額のデータが入っています。実際は紙ベースですから使うと思っても限界があって、使えなくはないですけれども。

○廣松部会長 この点はどういうふうにしましょうか。

時間の関係もございまして「したがって」の段落のところも今はペンディングにさせていただきます。

次の(2)標本設計の見直しというところでもございまして。ここでも第2段落のところでも、経済センサスの調査結果を参考にし、業種ごとの完成工事高等の実態を把握した上で、遅くとも平成26年度調査から標本設計を改善して実施する必要があるという形で、後ろを切っているわけですが、これは先ほどの(1)の主業決定方法の改善と関連する部分でございまして、特に遅くとも平成26年度調査からというのが少し実現可能性という意味で言うと、厳しいということでもございまして。

特に経済センサスの調査結果を参考にしというふうに入れると、これは未定でございまして、平成24年2月に行われる活動調査の結果が速報のような形で公表されるのは早くも平成25年の夏ぐらい。そうすると、この施工調査に関して平成26年度調査の標本設計にそれを反映させるというのは時間的には難しいと思われまして。その意味でここも遅くとも平成26年度調査からという書き方に関しての御意見をいただければと思います。

○井出専門委員 先ほども調査実施者からお話もありましたが、まず検証を行って、そもそも本当に抜本的に改める必要があるか検討していただく時期を区切るのは非常に適切と思うのです。ですから平成26年度をめぐり、あるいは平成26年度までに必要な検証を行い、必要があれば改善に向けて調査を進めていただくという表現が多分実現可能かなと思いま

す。

逆に平成26年度という数字までをとってしまうと、いつ何をやるのか全くわからない状態なので、やはり検証は少なくともきちんと行っていただく。その結果をしかるべき委員会なりに報告していただいて、その後どう進めるかはその後のことだと思います。

○廣松部会長 今、井出専門委員から修文案として、遅くとも平成26年調査からとその後の文章を、平成26年度までに検証を行い、必要があれば標本設計を改善する必要があるという案をいただきました。

○菅専門委員 1点。これは年度を書かなければいけないのかという問題がありまして、実は別の視点から言うと、経済センサスの立場から言うと少しプレッシャーがかかるわけですね。要するにこのために間に合わせなければいけないというのはかわいそう過ぎるという感じがしまして、例えば経済センサスの結果公表2年後、2年以内という書き方は行政文書として可能なのでしょうか。その点が気になるのですが、要するに25年に公表できるはずだというのが26年にずれ込んだら、この文章はそもそも矛盾が発生するわけで、それはちょっとまずいのではないかと。むしろ経済センサスを十分に活用してというのであれば、結果、公表後一定期間以内であれば当然検証しているであろうという対応の方が、経済センサスの調査部局としては、恐らく妙なプレッシャーがかからないのではないかと思います。

○廣松部会長 私個人は経済センサスもなるべく早く公表していただけるようにという趣旨を含めると、入れてもいいかなとは思いますが、確かに今まで余り今後の課題のところで明確に、例えば平成26年度までにというお尻を切った例は余りありません。その点をどういうふうにするか、この部会で御審議いただいた結果を尊重したいと思っています。

ここの部分は上の(1)の主業決定の方法と同じことになりますので、ちょっとペンディングにさせていただきます。

○沓澤室長 1点よろしゅうございましょうか。(2)の前段「報告者数が少ない層が相当数存在しており」の後でございしますが「業種別、資本金階層別、都道府県別の集計が適切に行われていない場合も見られる」という御指摘をいただいております。

これについては先ほど御説明いたしました資料1の4及び5、先ほど部会長からも御指摘をいただきました資本金階層の動態が200万未満になっている問題、施工調査の1,000万～2,000万、2,000万～3,000万というように表章と抽出層が一致していないという問題についての御指摘かなと考えております。

これについては私どもも真剣に考えさせていただきたいと思うのでございますけれども、先ほどもお問いかけがありましたように、資本金階層別の業者数が例えば200万未満ですと、200万未満は手元の数字で1万3,000業者ぐらいあるのですが、200万～300万ですと3,000ぐらいまで業者数が減ってしまうこともありまして、ここの区切りをどう直すかということについても、きちんとしたデータの検証が必要かと思っております。

したがって、先ほど表章と抽出というのはできる限り一致させるべきだと。これは

私どもも同じ気持ちでございますけれども、ここは課題として残させていただき、この表現につきましては例えば「業種別、資本金階層別、都道府県別の集計について表章と抽出が整合していない場合も見られる」というふうに事実を書いていただく。これも併せて検証の対象とさせていただければありがたいと考えております。

○廣松部会長 今回の点ご意見はごもっともで、確かに適切に行われていないというのをもう少し具体的に書いた方がいいでしょうね。そうすると業種別、資本金階層別、都道府県別の抽出と表章が整合していない。

○沓澤室長 表章が整合していない場合も見られる。

○廣松部会長 いかがでしょうか。では、その部分に関しては今のよう形で修文をすることによってよろしいでしょうか。では、そのように修文をさせていただきます。

次に（３）行政記録情報の活用のところです。これに関しては先ほども論点メモ、井出専門委員からの意見に対して調査実施者の方から回答をいただき、それに関して委員の方々からもいろいろ御意見をいただきました。それらを踏まえてこういう書き方をいたしておりますが、いかがでしょうか。

○菅専門委員 活用の下から５行目ですが「標本設計をする段階で完成工事高等の把握が可能になることから、統計精度の向上に大きく寄与する」と書いてありますが、統計精度は現状でも満たしております、これは調査効率の向上。要するに母集団情報がより正確で詳しくなることにより、より少ない標本数で精度を満たせるということなので、統計精度は勿論、今のサンプル数でよりよい母集団を使えば精度はかなり上がるということなので、むしろ調査効率。それがその後の費用対効果という話とつながるのではないかと。調査効率という言い方がいいのかどうかはありますが。

○廣松部会長 その点はいかがでしょうか。確かにおっしゃるとおり調査効率という言葉に変えてもいいのではないかとと思いますが、よろしいでしょうか。

では、その点は修文をすることにして、（３）行政記録情報の活用の趣旨は先ほども申しましたとおり、行政記録情報を保有している部局と統計部局とが異なる。したがって、統計部局側あるいはそれをサポートするという意味で統計委員会の方からは、このことをずっと言い続けるという趣旨で、こういう表現にさせていただければと思います。

○縣委員 この表現を離れて部会長に相談をかけたのですが、先ほどの連関で前回の農林統計の中で、調査結果を報告者は協力者にフィードバックするというので、私個人としては余り存じ上げなかったようなサービスをされているのですけれども、その前提が電子化なので、その点を国土交通省にお知らせする必要はないでしょうか。それが１つサゼクションとしては意味があるのではないかと。統計審査官から御紹介いただければと思います。

○廣松部会長 どうでしょうか。調査結果の調査対象者へのフィードバックということだと思いますが。

○縣委員 あなたの収穫高は全国で何位ですということを、求めに応じて知らせるような

システムを農水省は持っております。その前提は電子化があって、そういう形で電子化を進めればユーザーにとっても意味があるという、1つのいい例ではないかと思うのです。

○中川統計審査官 建設業もそういうことが可能ではないかというわけですね。

○廣松部会長 前提として、現在この施工調査、動態調査に関して、調査対象の方に何かそういう情報をフィードバックしているのでしょうか。現状はいかがでしょうか。

○沓澤室長 私どもは調査結果については、そういう調査の概要と、具体的に建設業行政にこんなふうにはかかされていますということを、簡単にまとめたパンフレットなどを自前でつくらせていただきまして、農水省のように予算がないものですから、手づくりでつくったりしまして、調査対象者の方にも配付させていただくということをやらせていただいております。

○廣松部会長 そうすると、先ほど縣委員から御指摘があったように、農水省のようにその業種の中での地位や順番までは情報は提供なさっていないのですか。

○沓澤室長 業種別とか都道府県でどんな数になっているとか、そういう情報というのは当然まとめさせていただいて、出させていただくことはやらせていただいております。

○廣松部会長 わかりました。では結果情報の調査対象の方々へのフィードバックということに関しては、今、御説明いただいたような形でもっと努力をしていただく、その場合も確かに電子化されればもっと効率的に、あるいはもっと有効な情報が提供できるかもしれないと思われまます。

○沓澤室長 ここに顕在化させる必要はないと思います。

○廣松部会長 わかりました。では、今の点について御指摘があったということを議事録にとどめておきたいと思っております。

3ページに戻りまして、調査実施者の方からは既に検証を行うことに関しては確約をいただいております。したがって、それを今後の調査にどういう形で反映させるか、それをいつまでに行うかという、その点をどう記述するかということでございますが、その前にまず(1)の主要決定方法のところ、ここに例示として改善をするために利用可能なデータとして①、②、③が挙がっております。特に②の扱いですが、あるいはもう少し抽象的な書き方にするならば、③経済センサスの調査結果等を②にして、建設業法に基づき云々の工事施工金額に関しては明示をするか、あるいはこれは先ほど申しました行政記録情報の一種ですので、①直近の施工調査結果、②経済センサスの調査結果と利用可能な行政記録情報を活用しというふうにした方がいいでしょうか。

○馬場専門委員 その方が無難そうですね。

○廣松部会長 確かに今、全く紙ベースのものをいきなり使うというのは難しい。

○馬場専門委員 ただその場合、どういう形でもいいから行政記録を使わないといけなくなるのですか。

○縣委員 アベイラブルと付いていたので、それはまたそうでないと判断すれば仕方がない。

○廣松部会長 その意味で利用可能な行政記録情報という言葉を入れるではどうでしょうか。

○中川統計審査官 可能なデータは極力使ってほしいという趣旨の記述で、2番のデータを全部使って処理できるかという不可能なことはだれもわかっています。例えば、この業者はどうなのかなといったときにも確認用として使用できるとか、そういう意味で使えるデータは徹底的に使ってほしいという意味です。これを完璧に全部使うべきだという趣旨では全くありませんし、実際にできないだろうという想定です。

○井出専門委員 多分検証方法だと思うのですが、例えば紙ベースでもある程度回数は限られると思うのですが、抜き取りをして検証をするとか、そういう程度ぐらいでも構わないというお話ですか。それとも全部工事高のデータを集めて、それとこの施工調査の結果を検証しないとだめだ。そこまでを求めるのかどうかということで書きぶりも違うのだと思います。

○廣松部会長 今、中川統計審査官が説明しましたとおり利用可能なものは使う。毎年報告されている情報をすべて使うということを求めるわけではないとする。

○中川統計審査官 今、井出専門委員がおっしゃったように幾つかを抽出して、それでやるという検証法も当然ありますので、利用可能なデータとしてはこういうものがあって、体制と費用の関係でやり方次第だと思います。全部やる必要はないわけですから、使えるものはできるだけ使って、可能な範囲でやるという趣旨で、極力検証し続けてほしいという趣旨です。

○菅専門委員 1つの可能性は、工事施工金額の一部。つまり全体ではないという趣旨での一部という文言を追加すれば、全体を使わなければいけないという義務は生じない。一部というのが何個かというのは明示しないわけですから、それは1つ。

○沓澤室長 今、中川統計審査官あるいは井出専門委員から大変良い御指摘をいただき、菅専門委員からも大変良い御指摘をいただきました。

総合しますと、私どもも紙ベースのデータとは言え、確認とか検証の一環としてトライをする。利用可能なという趣旨でトライをするということについては、前向きに取り組ませていただきたいと思いますと思っておりますので、そういう趣旨を総合しますと先ほど部会長からも御示唆いただきましたように、①直近の施工調査結果、②経済センサスの調査結果、③利用可能な行政記録情報等を活用するという表現でさせていただければ、大変ありがたいと思います。

○廣松部会長 それで、よろしいですか。

菅専門委員は工事施工金額を残した方がいいという御意見ですか。

○菅専門委員 特にこだわりません。ニュアンスとしては使えるものは何でも使うというのであれば、それを書かなければいけないのですけれども、厳し過ぎる感じもしてはいる

のです。だから厳しい表現だと「一部」、そうでなければあいまいな形で「利用可能な行政記録」という、どちらでも、ややニュアンスは違いますけれども、こだわりはありません。

○深尾委員 できれば私は残した方がいいと思います。例えば利用可能な行政記録情報として、括弧して例えば工事施工金額の一部みたいなふうに、具体的にそういうものが利用できるという事実自体は、文章としても残しておいた方がいいかなと思います。一部と書くことで全部を洗い出すというのは特に求めない。

○廣松部会長 わかりました。では括弧書きをすることにします。

もう一度繰り返しますと①直近の施工調査結果、②経済センサスの調査結果、③利用可能な行政記録情報（建設業法に基づき各建設業者から毎年提出される直前3年の各事業年度における工事施工金額）の一部ということによろしいですか。では、その部分はそのように修正させていただきます。

そこで、これは（1）主業決定の方法と（2）標本設計の見直しにある同じ文章の修正ですが、最後の「これら調査結果の活用や分析結果については」の部分ですが、先ほどから申しておりますとおり、検証は十分やっただく。それを実際の調査にまで反映するには確かに検証結果によりますが、もし大幅な変更が必要になった場合、将来の諮問答申まで含めて考えるとすると、かなり期間を要するということになるため、そこをどう書くかということですが。

○深尾委員 経済センサスは25年度中にはさすがに出てくると思いますので、例えば26年度までに検証を済ませる。それに基づいてできるだけ速やかに調査に反映させるという表現にしたらどうでしょうか。

○廣松部会長 それは先ほど井出専門委員の方から（2）で御指摘いただいたのと同じご意見だと思います。また調査実施者の方からの回答でも、平成26年度までには検証を終えるということは約束していただいておりますので、すぐ修正案が浮かびませんが、検証に関しては平成26年度までに終える。主業決定の方法の改善だとか、必要な標本設計に関しては、その検証結果を踏まえてなるべく速やかに行うという主旨の修正ではいかがでしょうか。

○総務省 統計局でございます。

経済センサス活動調査につきましては菅専門委員も御指摘のとおり、初めての調査ということもございまして、公表のタイミングということでは速報と確報ということで、確報は調査実施者がおっしゃっていましたが25年度の夏ごろ以降、随時公表ということで今、作業を進めているところです。

ただ、菅専門委員もおっしゃったとおりでございまして、実際、経済センサス基礎調査におきましても公表のスケジュールが遅れたという事実もあるので、答申文に関しては26年度末までに検証結果という案で進めただくことは、それでよろしいかとは思いますが、結果がかくかくしかじかの時期に公表されるというのは、なかなか申し上げ

る状況にはないということは申し上げておきたいと思えます。

○廣松部会長 統計局の御意見も十分理解いたしますので、余りそちらの方にまで影響が及ばないような書き方にはしたいと思えます。ただ、特に施工調査、動態調査に関しては検証を行っていただく必要がある。かつ、それに関しては期限を設けた方がいいと判断をいたしますので、今日の資料2でいただいた工程表に基づき、26年度末までに検証を行っていただくということは明記したいと思えます。

その上で、先ほど申しましたように、検証結果に基づき、主業決定方法の改善及び設計の見直しが必要であれば早急に行うという趣旨ではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そういたしますと、もうすでにかなり時間が過ぎてしまいましたので、申し訳ありませんがその2箇所の部分の具体的な修正文に関しては、部会長の方に一任をいただけますでしょうか。

○沓澤室長 今の御審議で私どもも趣旨としては了解いたしておりますので、是非御報告いただいた答申に沿って努力をさせていただきたいと思えますが、御答申までに細かい文言については事前に教えていただければ、私どももその点については非常に興味を持っておりますので、教えていただければ大変ありがたく思えますし、それを踏まえて何か新しい情報がございますら、また御相談をさせていただきたいと考えております。

○廣松部会長 当然のことながら修正をいたしましたものに関しては委員の方々、調査実施者の方には最終文案をお示しして、最終確認をいただく手続を踏むつもりでございます。

では、文章の修正に関しては部会長の方に御一任をいただいたということにいたしたいと思えます。ただ、答申案に関しましては文書審査も受けなければいけません。したがって、その日程も要しますので、なるべく早く最終の答申案文を確定した上で委員、専門委員の方々に御確認をいただくという手続をとりたいと思えます。

今の条件をつけまして、この答申案文に関して当部会として採択ということでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、この答申案文に関しましては所要の修正の上、9月22日に開催予定の第49回統計委員会に諮ることといたします。

また、本日及び前回の部会の結果概要につきましては、8月29日に開催予定の第48回統計委員会に報告する予定でございます。

最初に申し上げましたが、本日答申案文の修正に関しましては御一任いただきましたので、9月2日に予定しておりました予備日に関しては開催いたしませんので、よろしくお願い申し上げます。

最後に事務局から連絡事項がございますれば、お願いいたします。

○事務局 事務局から御連絡させていただきます。

先ほど部会長からもありましたとおり、29日の月曜日の統計委員会では前回と本日の部会の概要を報告することになっております。本日の概要につきましては早急に作成し、できる限り先生方にご確認いただいたものを報告したいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

また、議事録案につきましては出来上がり次第、送付させていただきますので、そちらの方も御確認よろしくをお願いいたします。

以上です。

○廣松部会長 それでは、これまで2回にわたる部会審議に御出席、御協力いただき誠にありがとうございました。また、本日も時間を延長してしまいまして誠に申し訳ございません。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。